

償却資産所有者各位

名張市長 北川 裕之 (公印省略)

令和8年度固定資産税償却資産の申告について (案内)

平素は、市政運営にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、地方税法383条の規定により、償却資産の所有者は、1月1日(賦課期日)時点における償却資産について、所在地の市町村へ申告しなければなりません。つきましては、申告書の用紙、記入例等を送付しますので、下記により申告くださいますよう、お願いいたします。

また、該当する資産が無い場合は、お手数ですが「該当資産なし」と記載して、申告書のご提出をお願いします。(マイナンバー制度についての詳細は別紙をご覧ください。)

なお、本状は税務署への法人税申告書や名張市への法人等異動届、当市による悉皆調査に基づき、法人または個人事業主の方に向けてご案内しています。

記

1. 提出期限 令和8年2月2日(月) 必着(郵送可)←1月31日が土曜日のため翌開庁日

※地方税法参照条文(抜粋)

第383条 毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

2. 提出書類

(1) 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

(2) 種類別明細書

- ・該当する全資産について記入してください。
- ・用紙が足りない場合は、市ホームページから印刷していただくか下記提出先までご連絡ください。
- ・企業電算方式による申告も可能です。その場合も全資産の種類別明細書を提出してください。

3. 課税標準の特例に該当する資産がある場合【お願い】<別紙「課税標準の特例等について」参照>

- ・記入例に沿って特例の適用率及び適用条項のご記入をお願いします。
- ・特例に該当することが分かる書類(認定証の写し等)を添付してください。

裏面へ

4. その他

- ◇ 同封の用紙は「提出用」「控用」の2枚複写になっています。受付印付きの控えが必要な場合は、返信用封筒を同封のうえご提出ください。
- ◇ 申告書及び種類別明細書の様式は、市ホームページ (<https://www.city.nabari.lg.jp>) からダウンロードできます。
- ◇ 地方税電子申告 eLTAX (エルタックス) が利用できます。詳細は、エルタックスホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

提出先・お問い合わせ先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地
名張市 市民部 課税室 (資産税担当)
(月～金曜日、午前9時～午後4時30分) (祝日を除く)
TEL 0595-63-7437